森・川・海ごみ削減実践活動支援事業 QA

１　制度

Q：どのような補助制度か。

A：森・川・海等において、コロナごみ（不織布マスク、食品トレー等のプラスチックごみ）の回収等の清掃活動を行う団体を対象として、清掃活動に要する経費を補助する。

Q：交付の条件はあるか。

A：下記の３つ。

① 実施する清掃活動に対し、県の補助金等支援制度を活用していないこと。
② 清掃活動を行う人数は５人以上とすること。
③ 補助申請は、一団体に付き一回限りとすること。

Q：「団体」とは。

A：NPO、企業、自治会等の団体を想定している（市町は対象外）。
（必要に応じて団体の内容を確認できる資料（団体の規約、予算関連資料、活動実績等）を求めることがある。）

Q：他の清掃活動との違いはあるか。

A：はっきりとした分けがあるわけではないが、本補助制度の目的は、「コロナの影響で増加しているプラスチックごみ等が海に与える影響を軽減するため、清掃活動を行う団体を補助する」制度であるため、コロナごみ（不織布マスク、食品トレー等のプラスチックごみ）の回収を重点的に実施いただけると、ありがたい。

Q：既に実施した（実施している）清掃活動は対象か。

A：対象外である。実施前に交付申請いただく必要がある。

Q：来年度も同様の事業はあるか。

A：未定。

２　補助内容

Q：補助率、上限額は。

A：補助率は 10/10 で、上限は 10 万円/回である。

Q：補助対象経費は。
A：清掃活動に要する経費で下表（補助金交付要領別表）を対象とする。

区　分	費用の内訳
清掃用具	トング、ほうき、ちりとり、軍手、ごみ袋、ごみ回収に使用するかご、これに類する清掃用具
ごみ処分費	ごみの運搬費、処理手数料
その他	現地での応急手当用の医薬品・救急用具、感染症予防のための消毒液、参加者の傷害保険、飲み物代

・ 清掃用具等は必要な個数を大幅に超過しないこと。

Q：草刈機は対象となるか。
A：対象外。備品となるような物（商用電源やエンジン等で駆動する機械等）は対象外とする。

Q：ごみ袋を 10 枚使用見込みであるが、最小販売単位が 50 枚 1 パックの場合、50 枚 1 パックが補助対象となるか。
A：最小販売単位を補助対象とする。軍手も同様。
（余った分は、その後の清掃活動等に使用するよう促す）

Q：飲み物代として制限はあるか。
A：必要以上の容量は購入しないこと。アルコール類は対象外。

Q：プラスチックごみ以外のごみの処分費は対象となるか。
A：当該清掃活動で回収したごみであれば、プラスチックごみ以外のごみの処分費も対象となる。ただし、粗大ごみ等の大型の廃棄物は、コロナごみ対策の趣旨を逸脱するので、対象外となる。

３　申請

Q：補助金申請先は。
A：申請先としては４団体あり、清掃活動場所（海、山、川、その他）により異なる。下記のとおり。
海：MaOI機構
山：ホールアース研究所

川：静岡県河川協会
その他：静岡県環境衛生自治推進協会連合会
判断に迷う場合は、申請先（候補）へ相談。

Q：申請期間は。
A：令和３年４月 16 日から令和３年 11 月 30 日までで、令和３年 12 月 14 日までに清掃活動を終了し、実績報告書を提出できる事業が対象となる。
なお、予算がなくなり次第、事業は終了である。

Q：複数回、複数箇所（森・川・海・その他のうち２種以上である場合も含む。）で清掃活動を実施する場合、一つの申請にまとめて申請することは可能か。
A：可能。２種以上の場所で活動を実施する場合の申請先は、主となる清掃活動場所に応じた窓口とする。

４　事業中

Q：当初予定していた計画に変更が生じそうであるが、どうしたら良いか。
A：変更が生じるとわかった時点で所定の様式（要領様式第３号）を交付団体の長へ提出いただく（廃止の場合も同様）。
また、予定の期間内に完了しない場合、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに交付団体の長へ報告し、指示を受けること。

５　事業完了後

Q：やむを得ない理由により、実績報告書の提出が 12 月 14 日を過ぎてしまう。補助対象外となってしまうか。
A：基本的には 12 月 14 日の締切厳守。清掃活動が既に完了しており、実績報告書の提出が、事故等の理由により提出できない場合は、交付決定団体へ要相談。